

議員提出議案第2号

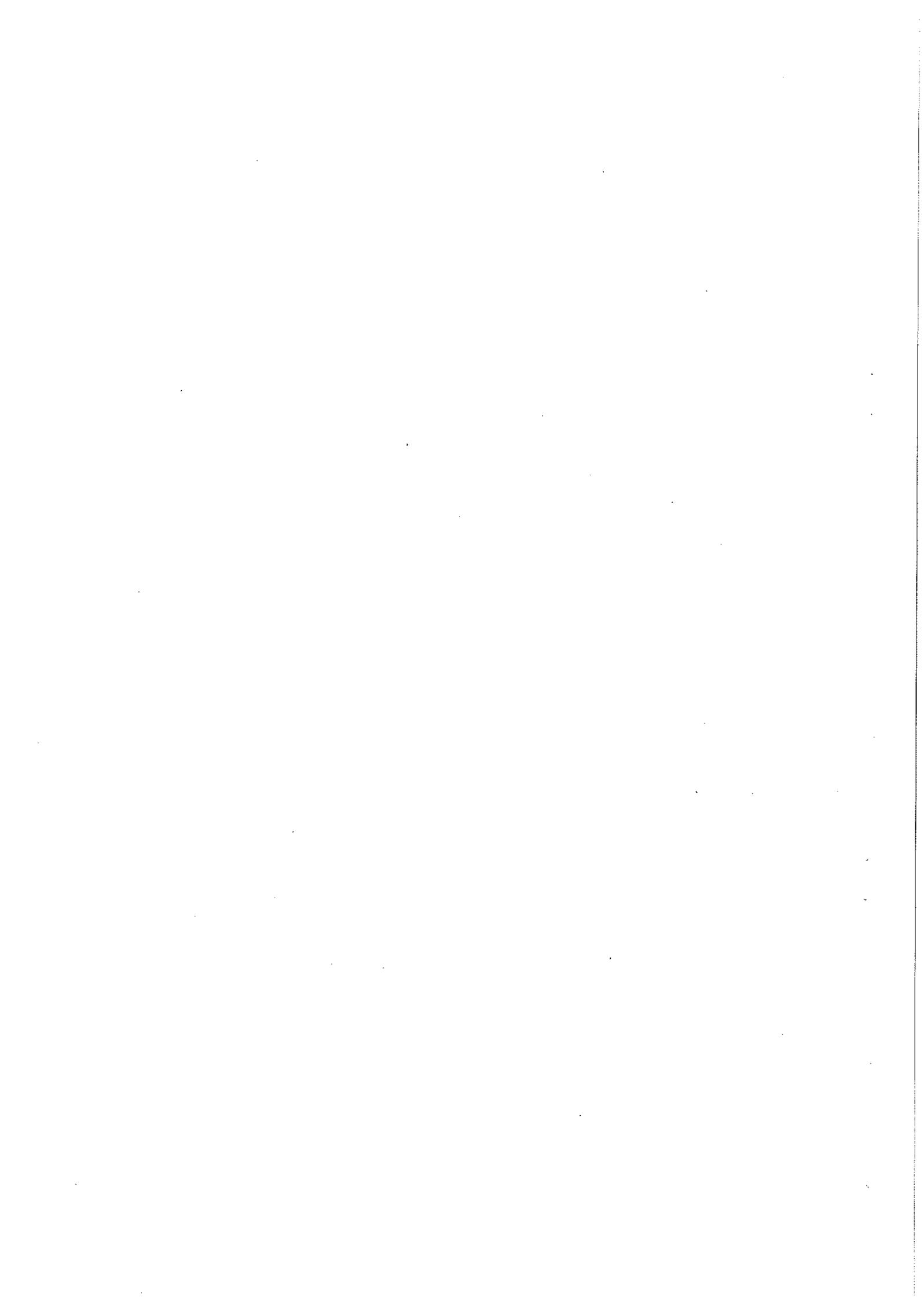
杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

提出者	杉並区議会議員	小松	久子
	同	奥山	たえこ
	同	そね	文子
	同	市橋	綾子

杉並区議会議長 井口 かつ子 様



杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の一部を  
改正する条例

杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「及び第15項」を「から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条並びに第3条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第4条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「次条第1項の」の次に「規定による」を加え、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第5条第1項及び第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第6条第1項中「前条の」の次に「規定による」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第2項中「前条の」の次に「規定による」を加える。

第7条中「前条の」の次に「規定による」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第8条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「第6条第2項の」の次に「規定による」を加え、同条第4項及び第5項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第6項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「会派の解散」の次に「の日」を加える。

第9条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「規則」を「別表」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加える。

第10条第1項中「政務調査費収支報告書」を「政務活動費収支報告書」に、「政務調査費の」を「政務活動費の」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条に次の1項を加える。

5 報告書及び出納簿は、議長に提出後30日以内に、杉並区議会のホームページ

に掲載して公表しなければならない。

第11条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第12条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費の交付を受けた」を削り、「受けた政務調査費」を「受けた政務活動費」に、「行った政務調査費」を「行った政務活動費」に、「の政務調査費」を「の政務活動費」に改める。

第13条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第9条関係）

政務活動費使途基準

科目	内容
調査研究費	1 区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託・分析に要する経費 (調査委託費、宿泊費、交通費)
	2 政策立案・提言のために必要な調査研究並びに調査委託・分析に要する経費 (調査委託費、宿泊費、交通費)
	3 調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (宿泊費、交通費)
研修費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会に要する経費 (会場費、機材等借上費、講師謝礼金、宿泊費、交通費)
	2 他団体が開催する研修会、講演会への議員又は会派若しくは議員が雇用する職員の参加に要する経費 (宿泊費、交通費、参加費・会費)
会議費	1 調査研究に基づく政策立案のための会議の開催に要する経費 (会場費、機材等借上費、通信費)
	2 区民からの区政又は会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議の開催に要する経費 (会場費、機材等借上費、通信費)
資料作成費	調査研究、研修、会議及び議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (原稿料、印刷・製本費)
資料購入費	調査研究、研修、会議及び議会審議に必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費)
広報費	調査研究活動及び区の政策に関する広報活動に要する経費 (印刷・製本費、広報紙等送料、会場費、機材等借上費)
事務費	調査研究、研修、会議、資料作成、資料購入、広報及び議会審議に係る事務執行に要する経費 (事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、通信費)
事務所費	調査研究に必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所賃借料、CATV・電話回線敷設料、維持管理費)
人件費	上記調査研究、研修、会議、資料作成、資料購入及び広報に係る事務等を補助する職員を雇用する経費 (賃金、社会保険料、交通費)

注 括弧内は例示

別記様式を次のように改める。

別記様式（第10条、第11条関係）

(1) 会派に係る政務活動費収支報告書

杉並区議会議長 宛		年 月 日
会 派 名		
代表者氏名		印
年度政務活動費収支報告書		
杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり 年度政務活動費の収支について報告します。		
記		
1 収 入	政務活動費 _____ 円	
2 支 出		(単位 円)
科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 費		
事 務 費		
事 務 所 費		
人 件 費		
合 計		
3 残 額	_____ 円	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

(2) 議員に係る政務活動費収支報告書

年 月 日

杉並区議会議長 宛

議員名

印

年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり 年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収 入

政務活動費 \_\_\_\_\_ 円

2 支 出

(単位 円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 費		
事 務 費		
事 務 所 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 額 \_\_\_\_\_ 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

## 附 則

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

### (提案理由)

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の一部を  
改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>杉並区議会の会派及び議員に対する<u>政務活動費</u>の交付に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、<u>政務活動費</u>を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 <u>政務活動費</u>は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。</p> <p>(会派に係る<u>政務活動費</u>)</p> <p>第3条 会派に係る<u>政務活動費</u>は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額16万円を乗じて得た額とする。</p> <p>2 月の途中において、議員の任期满</p>	<p>杉並区議会の会派及び議員に対する<u>政務調査費</u>の交付に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、<u>政務調査費</u>を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 <u>政務調査費</u>は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。</p> <p>(会派に係る<u>政務調査費</u>)</p> <p>第3条 会派に係る<u>政務調査費</u>は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額16万円を乗じて得た額とする。</p> <p>2 月の途中において、議員の任期满</p>

了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

### 3 略

(議員に係る政務活動費)

第4条 議員に係る政務活動費は、基準日に在職する議員(次条第1項の規定による届出を行った会派に所属する議員を除く。)につき、月額16万円とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。

(議長に対する届出)

第5条 会派として政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務活動費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長(議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長。以下同じ。)に届け出なければならない。その届け出た内容に異

了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

### 3 略

(議員に係る政務調査費)

第4条 議員に係る政務調査費は、基準日に在職する議員(次条第1項の\_\_\_\_届出を行った会派に所属する議員を除く。)につき、月額16万円とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。

(議長に対する届出)

第5条 会派として政務調査費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務調査費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長(議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長。以下同じ。)に届け出なければならない。その届け出た内容に異

動を生じたときも同様とする。

2 略

3 議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。議員に係る政務活動費を受けないこととするときも同様とする。

(区長への通知)

第6条 議長は、前条の規定による届出に基づき、毎年度4月1日の政務活動費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知するものとする。

2 議長は、年度途中において、前条の規定による届出を受けたときは、速やかに区長に通知しなければならない。

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による通知に基づき、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

(政務活動費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日（その日が杉並区の休日を定める条例（平成元年杉並区条例第5号）第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日）までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。

動を生じたときも同様とする。

2 略

3 議員に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。議員に係る政務調査費を受けないこととするときも同様とする。

(区長への通知)

第6条 議長は、前条の\_\_\_\_\_届出に基づき、毎年度4月1日の政務調査費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知するものとする。

2 議長は、年度途中において、前条の\_\_\_\_\_届出を受けたときは、速やかに区長に通知しなければならない。

(交付決定)

第7条 区長は、前条の\_\_\_\_\_通知に基づき、速やかに政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

(政務調査費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日（その日が杉並区の休日を定める条例（平成元年杉並区条例第5号）第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日）までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求するものとする。

ただし、一四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は新たに議員となったとき、若しくは政務活動費の交付を受けていた会派の所属議員でなくなったときは、第6条第2項の規定による通知があった日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務活動費を当該会派の代表者又は当該議員に対して交付する。

4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、増員分に係る政務活動費については第1項の規定を準用し、減員分に係る政務活動費については速やかに区長に返還しなければならない。

5 前2項の規定に基づき、一四半期の途中で政務活動費の請求を行う場合における第1項の適用については、同項中「毎四半期の最初の月の10日」とあるのは、「当該事実の生じた日の翌月（その日が基準日である場合は、当

ただし、一四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 区長は、前項の\_\_\_\_\_請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。

3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は新たに議員となったとき、若しくは政務調査費の交付を受けていた会派の所属議員でなくなったときは、第6条第2項の\_\_\_\_\_通知があった日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務調査費を当該会派の代表者又は当該議員に対して交付する。

4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、増員分に係る政務調査費については第1項の規定を準用し、減員分に係る政務調査費については速やかに区長に返還しなければならない。

5 前2項の規定に基づき、一四半期の途中で政務調査費の請求を行う場合における第1項の適用については、同項中「毎四半期の最初の月の10日」とあるのは、「当該事実の生じた日の翌月（その日が基準日である場合は、当

月)の10日]とする。

- 6 一四半期の途中において、政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、会派の解散の日又は議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を区長に返還しなければならない。

(使途基準)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、政務活動費を別表で定める使途基準に従って使用するものとし、区政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(収支報告書等の提出)

第10条 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務活動費収支報告書(別記様式。以下「報告書」という。)に、政務活動費の収支を表す出納簿(以下「出納簿」という。)及び領収書その他の証拠書類(以下「領収書等」という。)を添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派が解

月)の10日]とする。

- 6 一四半期の途中において、政務調査費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務調査費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、会派の解散\_\_\_又は議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務調査費を区長に返還しなければならない。

(使途基準)

第9条 政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、区政に関する調査研究\_\_\_\_\_に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(収支報告書等の提出)

第10条 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務調査費収支報告書(別記様式。以下「報告書」という。)に、政務調査費の収支を表す出納簿(以下「出納簿」という。)及び領収書その他の証拠書類(以下「領収書等」という。)を添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 政務調査費の交付を受けた会派が解



(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

